

関係各位

平成29年8月1日  
株式会社微生物化学研究所

### 農林水産省による行政処分について

株式会社微生物化学研究所（以下「当社」といいます。）は、本日、農林水産省から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）に当社が違反したことに基づく行政処分（以下、「本処分」といいます。）を受けました。本処分を受けまして、当社は平成29年8月4日（金）から平成29年9月22日（金）まで、当社の製造販売業に係る業務を停止いたします。但し、製造販売後安全管理に係る業務を除きます。

なお、本処分における業務停止命令除外品目につきましては、別紙をご参照願います。

本処分は、当社製品の承認に係る申請書及び再審査に係る申請書に添付して提出した試験データ（以下「同データ」といいます。）の一部について、試験において得られた結果に基づかないものを提出していた事実並びに製造販売後安全管理の体制が不十分であり、業務を適正に行えていなかった事実（以下、併せて「本事案」といいます。）に基づくものです。

なお、現在流通しているすべての当社製品につきまして、それらの安全性を確認しております。また、現在までに本事案に起因すると思われる健康被害の報告は受けておりません。

当社製品をご使用いただいております畜産関係者、ペットオーナーならびに動物医療関係者の皆様、また、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを衷心より深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止に向け真摯に取り組み、皆様からの信頼回復に向け、誠心誠意努めてまいります。

なお、本件に関するお客様専用窓口を開設いたします。

株式会社微生物化学研究所 お客様専用窓口 電話番号 0774-22-4547

電話受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで（土・日・祝祭日を除く）

以上

---

<本件に関する報道関係者からの問い合わせ先>

報道機関専用窓口 電話番号 0774-22-4588

(別紙)

業務停止命令除外品目

1. “京都微研,,牛5種混合生ワクチン
2. “京都微研,,キャトルウインー6
3. “京都微研,,牛ヘモフィルスワクチンーC